

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会運輸委員會連合審査會議録 第一号

昭和四十一年六月十日(金曜日)

午後零時十五分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 渡海元三郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 龜山 孝一君

理事 中馬 辰猪君

理事 藤田 義光君

理事 村山 達雄君

理事 山崎 巖君

理事 阪上安太郎君

理事 島上善五郎君

理事 門司 亮君

運輸委員會

委員長 古川 文吉君

理事 壽原 正一君

理事 田澤 吉郎君

理事 久保 三郎君

理事 有田 喜一君

理事 高橋清一郎君

理事 井岡 大治君

理事 野間千代三君

理事 竹谷源太郎君

出席國務大臣

運輸大臣 中村 寅太郎君

自治大臣 永山 忠則君

出席政府委員

大藏事務官 鳩山威一郎君

(主計局次長)

運輸事務官 堀 武夫君

(鐵道監督局長)

運輸事務官 坪井 為次君

(自動車局長)

建設事務官 竹内 藤男君

(都市局長)

自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長)

自治事務官 柴田 護君

(財政局長)

大藏事務官 長岡 実君

(主計官)

運輸事務官 蜂須賀國雄君

(鐵道監督局長)

建設事務官 吉兼 三郎君

(道路局長)

自治事務官 石川 一郎君

(稅務局府稅)

專門員 越村安太郎君

專門員 小西 真一君

委員外の出席者

本日の會議に付した案件

地方公營企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)

地方公營企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第三八号)

地方公營企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第三九号)

公營企業金融庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第四〇号)

(岡崎地方行政委員長、委員長席に着く)

○岡崎委員長 これより地方行政委員会運輸委員會連合審査會を開会いたします。

先例により、私が委員長職務を行ないます。内閣提出にかかる地方公營企業法の一部を改正

する法律案、安井吉典君外九名提出にかかる地方公營企業法の一部を改正する法律案、地方公營企業財政再建促進特別措置法案、及び、公營企業金融庫法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題とし審査を進めます。

地方公營企業法の一部を改正する法律案

地方公營企業法の一部を改正する法律案

地方公營企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雜則(第四十條—第四十一條)」を「第六章 雜則(第四十條—第四十二條)」を「第七章 財政の再建(第四十三條—第五十二條)」に改める。

第一条中「根本基準並びに」を「根本基準、」に改め、「一部事務組合に関する特別」の下に「並びに企業」の財政の再建に関する措置」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律は、地方公共団体の經營する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帶する事業を含む。以下「地方公營企業」という。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 地方鐵道事業

六 電氣事業

七 ガス事業

第二条第二項中「前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人以上同表の下欄に掲げる数未満のもの」を「病院事業」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「条例」の下に「地方

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)にあつては、規約」を加え、「当該地方公共団体の」を「その」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条を次のように改める。

(地方公營企業の設置)

第四条 地方公共団体は、地方公營企業の設置及びその經營の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

(国の配慮)

第五条の二 国の行政機關の長は、地方公營企業の業務に関する処分その他の事務の執行にあつては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公營企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。

第六条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第七条第一項中「当該地方公共団体の長の指揮監督の下に」を削り、「条例で定めるところにより」の下に「政令で定める地方公營企業について」を「水道事業」の下に「(簡易水道事業を除く。)」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(管理者の選任及び身分取扱)

第七条の二 管理者は、地方公營企業の經營に關し意見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、管理者となることができる。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

- までの者
- 3 管理者は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員と兼ねることができない。
- 4 管理者の任期は、四年とする。
- 5 管理者は、再任されることが出来る。
- 6 管理者は、常勤とする。
- 7 地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
- 8 地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることが出来る。
- 9 管理者は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。
- 10 管理者は、第二項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。
- 11 地方自治法第五十九条、第六十五條第二項及び第八十條の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十條から第三十七條まで及び第三十八條第一項の規定は、管理者について準用する。
- 第八條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前条第一項の」を「第七條」に改める。
- 第九條第三号及び第四号を削り、同条第五号中「見積に関する書類」を「原案」に改め、同条を同条第三号とし、同条第六号中「予算の実施計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類」を「予算に関する説明書」に改め、同条を同条第四号とし、同条第七号中「作成」を「調製」に改め、同条を同条第五号とし、

同条の次に次の一号を加える。

六 議会の議決を経るべき事件について、その議会の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

第九條中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「その他の使用料又は手数料」を「又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金」に改め、同条を同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第十四号中「その権限の範囲内において」を削り、同条を同条第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第十一條及び第十二條を次のように改める。

第十一條及び第十二條 削除

第十三條第一項中「事故があるとき」の下に「又は管理者が欠けたとき」を加え、「企業管理規程で定める」を「管理者が当該地方公共団体の長の同意を得てあらかじめ指定する」に改める。

第十三條の二後段を削る。

第十五條第一項中「補助する職員」の下に「以下「企業職員」という。」を加え、同条第二項中「前項の職員」を「企業職員」に改める。

第十六條を次のように改める。

第十六條 地方公共団体の長との関係

第十六條 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることが出来る。

第十七條ただし書中「議会の議決を経て」を「政令で定めるところにより条例で」に改める。

第十七條の二の見出しを「(経費の負担の原則)」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「その経費は」の下に「前項の規定により地方公共団

体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き」を加え、同条を同条第二項とし、同条の次に次の一項を加える。

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

第十七條の二の次に次の一條を加える。

(補助)

第十七條の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることが出来る。

第十八條を次のように改める。

(出資)

第十八條 地方公共団体は、第十七條の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることが出来る。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

第十八條の二第一項中「予算の定めるところにより」を「第十七條の二第一項の規定によるもののほか」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

第二十一條第二項中「且つ、これを決定するに當つては、地方公営企業の収支の均衡を保持させ

るよう適切な考慮が払われ」を「かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することが出来るもので」に改め、同条第三項を削る。

第二十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「見積」を「原案」に改め、同条を同条第二項とし、同条の次に次の一項を加える。

地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大纲を定めるものとする。

第二十五條の見出しを「(予算に関する説明書)」に改め、同条中「当該予算の実施計画、当該年度の事業計画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類」を「政令で定める予算に関する説明書」に改める。

第二十六條第二項中「当該地方公共団体の長の承認を得て」を削る。

第二十七條の見出し中「及び現金の保管を削り、同条第一項中「次項の規定により当該地方公共団体の長が指定した金融機関に」を「政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したものに」に、「現金」を「公金」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一條を加える。

(公金の収納等の監査)

第二十七條の二 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することが出来る。

2 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、その結果を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に報告しなければならない。

第二十八條第二項中「第十五條の職員」を「企業職員」に改め、同条第五項を削る。

第三十條第一項中「作成」を「調製」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に

に次の一項を加える。

3 監査委員は、前項の審査をするにあつては、地方公営企業の運営が第三條の規定の趣旨に従つてなされていくかどうかについて、特に意を用いなければならない。

第三十三條ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従ひ条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

3 地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第二百三十八條の四第三項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(公金の徴収又は収納の委託)

第三十三條の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

第三十四條を次のように改める。

(職員賠償責任)

第三十四條 地方自治法第二百四十三條の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第四項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定めるところには議会の同意を得て」と読み替へるほか、第七條の規定により管理者が置かれていた地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三條の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第四項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見をきき、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見をきき、普通地方

公共団体の長が当該意見」と、同条第六項中「処分」に不服がある者は」とあるのは「処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができ、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる」とあるのは「再審査請求をすることができ」と、同条第七項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替へるものとする。

第三十四條の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「又は財務規定等の一部」を削る。

第三十六條中「地方公営企業に従事する職員」を「企業職員」に改める。

第三十七條第一項中「第十五條の職員(政令で定める基準に従ひ地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」を「企業職員」に改める。

第三十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「生計費並びに」の下に「同一又は類似の職務の」を加へ、「その他の事情」を「考慮し、かつ、当該地方公営企業の経営の状況」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「と責任に」を「に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に」に改め、かつ、職員が免職した能力が十分に反映される」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

企業職員の給与は、給料及び手当とする。

第三十九條第一項中「第三十六條の職員」を「企業職員」に、「第三十七條」を「第五條、第八條(第一項第五号、第三項及び第四項を除く。)、第二十三條から第二十六條まで、第三十七條、第三十九條第三項、第四十條第二項、第四十五條第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「企業職員」の下に「(政令で定める基準に従ひ地方公共団体の長が定める職にある者を除く。)」を加へ、

「第五條、第八條(第一項第五号、第三項及び第四項を除く。)、第二十三條から第二十六條まで、」及び「第三十九條第三項、第四十條第二項及び第四十五條第二項から第四項まで」を削る。

第三十九條の二を次のように改める。

(組織に関する特例)

第三十九條の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合(これを企業団という。の)管理者の名称は、企業長とする。

2 企業団には、第七條の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。

3 企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に關し意見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。

4 第七條の二第二項及び第四項から第十項まで、地方自治法第八十條の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十四條の規定は、企業長について準用する。この場合において、第七條の二第七項及び第八項中「地方公共団体の長」とあるのは、前項の別段の定めにより選任される企業長について準用する場合にあつては「企業団を組織する地方公共団体の長は、共同して」と、前項の別段の定めにより選任される企業長について準用する場合にあつては「企業団の規約で定める者は、その規約で定めるところにより」と読み替へるものとする。

5 企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。

6 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、事業の経営管理について専門的知識又は経験を有する者のうちから選任する。

7 企業団の議会の議員の定数は、十五人をこえることができない。

8 企業団の設置があつた場合における企業長の選任の時期その他必要な事項は、政令で定める。

第三十九條の三第一項中「組合」を「企業団」

に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十七條の二から第十八條の二までの規定は、企業団を組織する地方公共団体の当該企業団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

第三十九條の三第三項中「第二項から第四項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「又は財務規定等の一部」及び「地方自治法第二百八十四條第一項の規定による」を削る。

第四十條の二を第四十條の三とし、第四十條を第四十條の二とし、第六章中同条の前に次の一條を加える。

(地方自治法の適用除外)

第四十條 地方公営企業の業務に關する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六條第一項第五号から第七号まで及び第二百三十七條第二項の規定は、適用しない。

2 地方公営企業の業務に關する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるところを除き、地方自治法第九十六條第一項第八号、第十一号及び第十二号の規定は、適用しない。

本則に次の一條及び一章を加える。

(地方公共企業体)

第四十二條 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を經營するための地方公共企業体を設けることができる。

第七章 財政の再建

(財政再建計画の策定等)

第四十三條 この法律を適用している水道事業、工業用水道事業(その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。第四十九條において同じ。)、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業のうち実質上収支が均衡していない

もので、昭和四十年三月三十一日(同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ。)を有するもの(同年四月一日においてこの法律を適用していなかつた事業にあつては、昭和三十九年度において実質赤字を有するもの。以下「昭和三十九年度の赤字企業」と総称する。)について、この章の規定によつて財政の再建を行なうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。現在により、当該企業の財政の再建に関する計画(以下「財政再建計画」という)を定めなければならない。

2 自治大臣は、必要があると認めるときは、昭和三十九年度の赤字企業を経営する地方公共団体に對して、この章の規定によつて当該企業について財政の再建を行なうように勧告することができる。

3 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね五年度以内に不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。

- 一 財政の再建の基本方針
- 二 各年度において解消する不良債務
- 三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置
- 四 第四十五条の規定による企業債の各年度ごとの償還額
- 五 第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。

- 一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額
- 二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ

た額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができるとする特定で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額(財政再建計画の承認)

第四十四条 財政再建計画は、昭和三十九年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2 前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「財政再建団体」という)が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。

3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要がある場合には、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得るものとしないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならない。

4 財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。

5 再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和三十九年度の赤字企業をいう。以下同じ。)の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。

(財政再建債)

第四十五条 財政再建団体は、昭和四十年三月三十一日(同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日)における不良債務又は昭和三十九年度の実質赤字(第四十三条第

四項に規定する実質赤字をいう。第四十九条において同じ。)の範囲内における一時借入金金の償還及び未払金の支払に充てるため並びに前条第一項の規定による財政再建計画の承認のあつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づき退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を起すことができる。

2 第四十三条第三項及び第四十四条の規定は、前項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。

(財政再建債の償還)

第四十六条 前条の企業債(以下「財政再建債」という)は、指定日の属する年度の翌年度以降三年以内)に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の準用)

(財政再建債の利子補給)

第四十七条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年六分五厘をこえるものにつき、年一分五厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年六分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

(自治大臣の権限の委任)

(企業債の償還繰延べ等)

第四十八条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

(赤字の企業の財政再建)

第四十九条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和四十年以降の年度のうちに不良債務又は実質赤字を有するもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうちこの法律を適用しているもの

を経営する地方公共団体は、当分の間、第四十三条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができ。

を經營する地方公共団体は、当分の間、第四十三條第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができ。

政再建債とみなす。この場合において、財政再建債とみなされる企業債に係る第四十七条の規定による利子補給は、これらの日以後の分について行なうものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 地方公営企業法（以下この条において「法」という。）目次及び第一条の改正規定、法第五条の次に一条を加える改正規定、法本則に一章を加える改正規定、法附則に係る改正規定並びに附則第二条、第十一条及び第十七条の規定 この法律の公布の日

二 法第二条第四項中に加える改正規定、法第四条及び第六条の改正規定、法第二章から第六章までに係る改正規定（次号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条から第十号まで、第十四条、第十五条及び第十六条の規定 昭和四十一年十月一日

三 法第十七条及び第二十四条から第二十六条までの改正規定 昭和四十二年一月一日

四 法第二条の改正規定（第四項中に加える改正規定を除く。）、法第七條第一項第三文の改正規定、法第十七条の二から第十八条の二までに係る改正規定、法第三十条、第三十四条の二並びに第三十九条の三第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定 昭和四十二年四月一日

(適用区分等)

第二条 改正後の地方公営企業法（以下「新法」という。）第十七条の規定は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法（以下「旧法」という。）第十七条ただし書の規定により設けられている特別会計については、昭和四十一年度に限り、なお従前の例による。

2 新法の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、昭和

四十一年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による。

3 昭和四十一年十月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する新法第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「予算定め」とあるのは、「議会の議決を経」とする。

4 昭和四十一年十月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間における地方公営企業法第三十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは、「企業団」とする。

5 昭和四十三年三月三十一日までの間における地方公営企業法第二十二條の規定を適用してない水道事業、工業用水道事業（その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。）、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業を經營する地方公共団体に対する同法第五十条の規定の適用については、同条中「企業債」とあるのは、「当該企業の經營の財源に充てられた地方債」とする。

（新法の新規適用に関する特例等）
第三条 新法第二条第一項又は第二項の規定により新法の規定又は財務規定等の適用を受けることとなる水道事業（簡易水道事業を除く。）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業若しくはガス事業（以下「水道事業等」という。）又は病院事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人未満又は百人未満のものを經營する地方公共団体は、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）にあつては、規約。以下この条において同じ。）で定める場合には、新法第二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年三月三十一日までの間は、当該事業に新法の規定又は財務規定等を適用しないことができる。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際旧

法第二条第三項の規定に基づき財務規定等の一部が適用されている事業（病院事業を除く。）については、引き続き新法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。ただし、条例で定めるところにより同項に規定する財務規定等を適用しないことができる。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際旧法第二条第四項の規定に基づく地方公共団体の經營する事業に旧法の全部又は一部を適用する条例（旧法第十七条の二の規定を適用する条例を除く。）で現に効力を有するものは、政令で定めるところにより、新法第二条第三項の規定に基づく条例とみなす。

4 地方公共団体は、当分の間、新法第二条第二項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その經營する病院事業に同法第十七条の二及び第十七条の三の規定を適用しないことができる。

（出納を取り扱う金融機関に関する経過措置）
第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二十七条第一項の規定に基づき地方公営企業の業務に係る現金の出納事務を取り扱っている金融機関は、新法第二十七条の規定により管理者が指定した金融機関とみなす。

（資産の取得及び処分に関する経過措置）
第五条 昭和四十二年四月一日前に地方自治法第九十六条第一項第六号若しくは第七号又は附則第二条第三項の規定により適用される新法第三十三条第二項の規定に基づきその取得又は処分について議会の議決を経ている資産で昭和四十二年三月三十一日までに取得又は処分が終わらなかつたものがあるときは、管理者は、昭和四十二年度に限り、同項の規定にかかわらず、当該議決に基づき、当該資産の取得又は処分をすることができ。

（契約に関する経過措置）
第六条 昭和四十一年十月一日前に行なわれた公告又は申込みに係る契約の手續については、なお従前の例による。

（職員の賠償責任に関する経過措置）
第七条 昭和四十一年十月一日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給料に関する経過措置）
第八条 地方公共団体は、新法第三十八条の適用にあつては、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に地方公営企業に従事する職員の受ける給料に著しい変動を生ずることがないよう、適切な考慮を払わなければならない。

（地方公共団体の長の指定する職に関する経過措置）
第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二十七条第一項の規定に基づき地方公共団体の長が定めている職は、新法第三十九条第二項の規定に基づき地方公共団体の長が定めた職とみなす。

（企業団に関する経過措置等）
第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存在する水道事業等又は地方公営企業法の規定の全部を適用しているその他の事業の經營に関する事務を共同処理する一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の管理者は、昭和四十四年九月三十日（当該管理者の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日）までの間、引き続き新法の規定による企業団の企業長として在任することができ。

2 前項の一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の監査委員は、昭和四十四年九月三十日（当該監査委員の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日）までの間、引き続き新法による監査委員として在任することができる。この場合において、監査委員として在任する者の数が同条第五項に規定する規約で定める定数をこえるとき

は、同項の規定にかかわらず、当該数をもつて当該企業間の監査委員の定数とし、これらの委員に欠員が生じたときは、これに應じて、その定数は、同項に規定する規約で定める定数に至るまで減少するものとする。

3 第一項の一部事務組合について新法第三十九条

条の二の規定が新たに適用される際現に当該一部事務組合の議会の議員の定数が十五人をこえているときは、同条第七項の規定にかかわらず、昭和四十五年九月三十日までの間、当該定数をもつて当該議会の議員の定数とすることができ。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「公営企業等」を「公営企業」に改め、同条第一項中「(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項及び第二項に規定する事業並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業を除く。)」を削り、「その歳出は」を「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き」に改め、同条第二項を削る。

第七条第三項中「前条第一項」を「前条」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「並びに同法同条第二項から第四項まで」を「及び同条第二項又は第

三項」に改める。

(地方公務員法の一部改正)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号の二に次の一号を加える。

一 三 地方公営企業の管理者及び企業団の

企業長の職

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第十五条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第四項」を「第三項」に改め、「条例」の下に「又は規約を加える。

第十七条の見出しを「(地方公営企業法の準用)」に改め、同条第一項中「地方公営企業法」の下に「第三十七号、第三十八号及び」を加え、同条第二項中「第三十七号、第三十八号及び」を削り、「第三十七号第一項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十六条 前条の規定による改正後の地方公営企業労働関係法第三条第一項第八号中「第三項」とあるのは、附則第一条第四号に掲げる日まで

は、「第四項」と読み替えるものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第十七条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 地方公営企業法第七章の規定による地方公営企業の財政再建計画及びその変更の承認並びに地方公営企業の財政運営の改善のための措置等に関すること。

第二十三条の五を削る。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とする。

理由

地方公営企業の能率的かつ合理的な経営を促進するため、管理者の自主性を強化するほか、地方

公営企業の特別会計と一般会計との間の負担区分を明らかにする等地方公営企業制度について所要の改正を行なうとともに、地方公営企業の財政の再建に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律(第十七条第三項及び第二十一条第三項の規定を除く)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く)

二 軌道事業

三 自動車運送事業

四 地方鉄道事業

五 ガス事業

2 この法律(第十七条第二項、第十七条の四及び第二十一条第二項の規定を除く)は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ)に適用する。

一 工業用水道事業

二 電気事業

第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「の全部又は一部」を削り、同項を同条第三項とする。

第三条中「地方公営企業」の下に「(前条第一項及び第二項に掲げる事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第七条第一項中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を、「条例で定めるところにより、」の下に「政令で定める地方公営企業について」を、「水道事業の下に「簡易水道事業を除く。」を加え、同条第二項後段を削る。

第十七条中「第二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条ただし書中「同条同項に掲げる事業を」を「同条第一項に掲げる事業又は同条第二項に掲げる事業をそれぞれ」に改め、「議会の議決を経て」の下に「当該」を加え、同条に次の二項を加える。

2 第二条第一項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入及び第十七条の四の規定による一般会計からの繰入金をもつて充てなければならない。

3 第二条第二項に掲げる事業に係る特別会計の経費は、第十七条の二の規定により国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担するものを除き、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(負担)

第十七条の二 地方公営企業の経費で次の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体の一般会計若しくは他の特別会計において負担する。

一 国又は地方公共団体の管理に属する施設において地方公営企業が公共のため無償で提供に要する経費

二 国の事務のため又は地方公営企業の本来の業務以外の地方公共団体の事務のため当該地方公営企業の施設又は職員が使用された場合に要する経費

三 国又は地方公共団体の執行する事業のため当該地方公営企業の施設に関する工事の執行を必要とするに至つた場合における当該工事に要する経費

四 前各号に掲げるもののほか、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることがその性質上適当でない経費で政令で定めるもの

(国の公共料金抑制政策に伴う国の措置)

第十七条の三 国は、公共料金に関する国の行な

う抑制政策について地方公営企業を経営する地方公共団体に対し協力を求める場合においては、当該地方公営企業の健全な運営が確保されるように、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)

第十七条の四 地方公共団体は、第二条第一項に掲げる事業につき、第二十一条第二項に規定する趣旨に基づいて料金を定めたことにより地方公営企業の健全な運営の確保に支障を生ずることとなるような場合、その性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて経費に充てることが困難であると認められるような業務を行なう場合その他公共の福祉の増進のため特に必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計から第二条第一項に掲げる事業に係る特別会計に繰入れをすることができ。

(地方公共団体の補助)

第十七条の五 地方公共団体は、地方公営企業の施設の建設又は改良を行なう場合及び災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計から当該地方公営企業の特別会計に補助をすることができ。

第二十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項を次のように改める。

2 前項の料金は、第二条第一項に掲げる事業に係るものについては、原価を基礎とするも住民の負担能力その他経済事情を勘案し、公共の福祉の増進についても適切な考慮を払つた妥当なものではない。

3 第一項の料金は、第二条第二項に掲げる事業に係るものについては、公正妥当なものではない。適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(企業債についての配慮)

第二十二条の二 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第三十四条の二 第二条第二項から第四項までの規定により地方公共団体の経営する企業に財務規定等又は財務規定等の一部が適用される場合においては、「第二条第三項の規定によりこの法律の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業のうち第七条の規定を適用していないものについては」に改める。

第三十九条の三 第二項を次のように改める。

2 第十七条の二及び第十七条の四から第十八条の二までの規定は、組合を組織する地方公共団体の当該組合に対する経費の負担、繰入れ、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

第三十九条の三 第三項中「第二項から第四項まで」を「第三項」に、「財務規定等又は財務規定等の一部」を「この法律の規定」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(同条に二項を加える改正規定を除く)は昭和四十二年一月一日から、第十七条の三の改正規定、第二十二條の二の改正規定、附則第二条、附則第三条第二項、附則第四条から附則第六条まで及び附則第十条の規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

第二条 改正後の地方公営企業法(以下「新法」という)第十七条第一項の規定は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、第十七条第一項の改正規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法第十七条ただし書の規定により設けられている特別会計については、昭和四十一年度限り、なお従前の例による。

(新法の新規適用に関する特例等)

第三条 新法第二条第一項又は第二項の規定により新法の規定の適用を受けることとなる水道事業(簡易水道事業を除く)、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業若しくはガス事業又は工業用水道事業若しくは電気事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人未満のものを経営する地方公共団体は、条例で定める場合には、新法第二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年三月三十一日までの間は、当該事業に新法の規定を適用しないことができる。

2 新法第二条第三項及び前項に規定する条例の制定は、昭和四十二年四月一日前においても行なうことができる。

(第十七条の三の改正規定の施行前における国の公共料金抑制政策に伴う国の措置)

第四条 国は、昭和三十九年一月一日から第十七条の三の改正規定の施行の日の前日までの間に、地方公営企業の料金につき、国が行なつた公共料金に關する抑制政策に協力した地方公共団体に対しては、新法第十七条の三の規定の趣旨に準じ、財政上適切な措置を講ずる等配慮しなければならない。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(水道法の一部改正)

第六条 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「簡易水道事業を経営しようとする市町村」を「水道施設の建設、増設又は改修を行なう地方公共団体」に、「その水道の新設」を「その新設、増設又は改修」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「並びに同条第三項の規定に基づき政令で定める事業」を削り、同条第二項中「並びに同条第三項の規定により同法の規定の一部が適用される企業」を削る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 地方公営企業(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条の規定により同法の規定を適用するものをいう)以外の企業に係る特別会計

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第九条 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第四項」を「第三項」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の五を削る。

附則第六項を削り、附則第七項を附則第六項とする。

理由

地方公営企業の公共性にかんがみ、住民の福祉に直接關係する水道事業等の特別会計につき一般会計からの繰入れの制度を設け、及び地方公営企業の特別会計と一般会計等との間の負担区分を明らかにするとともに、国の公共料金抑制政策に伴う国の措置、地方公営企業の施設の建設等を行なう場合の補助、企業債の借換え等についての国の配慮等に関し新たに規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三百六十五億円の見込みである。

地方公営企業財政再建促進特別措置法

地方公営企業財政再建促進特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の財政の再建に關し特別の措置を定め、もつてその健全な発達に資することを目的とする。

(財政再建計画の策定等)

第二条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)を適用している水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は政令で定めるその他の事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日に新たに同法を適用した事業にあつては、同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ。)を有するもの(同年四月一日において同法を適用していなかつた事業にあつては、昭和四十年年度において実質赤字を有するもの。以下「昭和四十年年度の赤字企業」と総称する。)について、この法律の規定によつて財政の再建を行なうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。)現在により、当該企業の財政の再建に關する計画(以下「財政再建計画」という。)を定めなければならない。

2 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね十五年以内不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。

一 財政の再建の基本方針

二 各年度において解消する不良債務

三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置

四 第五条の規定による地方債の各年度ごとの償還額

3 第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。

一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額

二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができず特定した歳入で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額

(財政再建計画の承認)

第三条 財政再建計画は、昭和四十年年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「財政再建団体」という。)が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。

3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要がある場合において、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得る旨を、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならない。

4 財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。

5 再建企業(地方公共団体が財政再建計画について承認を得た昭和四十年年度の赤字企業をいう。以下同じ。)の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。

第四条 自治大臣は、再建企業の財政の運営がその財政再建計画に適合しない場合において、その財政の運営が財政の再建に著しく支障がある

と認めるときは、当該財政再建団体に対し、その財政の運営に關し必要な措置につき助言し、又は勧告することができる。

2 自治大臣は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正等の特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要があると認める場合においては、当該財政再建団体に對し、当該財政再建計画の変更を求めることができる。

(財政再建債)

第五条 財政再建団体は、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日に新たに地方公営企業法を適用した事業にあつては、同日)における不良債務又は昭和四十年年度の実質赤字(第二条第三項に規定する実質赤字をいう。第九条において同じ。)の範囲内における一時借入金金の償還及び未払金の支払に充てるため、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

(財政再建債の償還)

第六条 前条の地方債(以下「財政再建債」という。)は、指定日の属する年度の翌年度以降おおむね十五年以内、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

(財政再建債の利子補給)

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

(地方債の償還繰延べ等)

第八条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、地方公営企業に係る地方債の償還の繰延べ、借換えその他の再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

(赤字の企業の財政再建)

第九条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は第二条の規定により政令で定めるその他の事業で昭和四十一年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうち地方公営企業法を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第二条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

2 第二条第二項、第三条及び第四条の規定は、前項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。

(地方財政再建促進特別措置法の準用)

第十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)第四条、第五条第二項、第六条、第七條、第十一條、第十四條及び第十八條から第二十條までの規定は、再建企業又は赤字の企業の財政の再建について準用する。

(自治大臣の権限の行使)

第十一条 自治大臣は、この法律に定める自治大臣の権限の行使に当たつては、地方公営企業を經營する地方公共団体の自主性を尊重しなければならない。

(自治大臣の権限の委任)

第十二条 自治大臣は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治大臣の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。この場合において、前条の規定は、都道府県知事について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自治省設置法の一部改正)

2 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 地方公営企業財政再建促進特別措置

法(昭和四十一年法律第 号)の規定による地方公営企業の財政再建計画及びその変更の承認並びに地方公営企業の財政運営の改善のための措置等に関すること。

理由

地方公営企業の現状にかんがみ、昭和四十年において赤字を生じている地方公営企業の財政を再建するため、財政再建計画の策定及びその策定を条件としての財政再建債の発行を認めること、これに対し利子補給を行なうこと等の特別の措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約十四億円の見込みである。
(平年度約三億六千億円)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(昭和四十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「政令で定めるもの」を「特別会計を設けてその経理を行なっているもの」に改める。

第五條第一項中「二十四億円」を「百七十八億円」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第三十條を次のように改める。
(借入金)

第三十條 公庫は、主務大臣の認可を受けて、借入金をすることが出来る。

2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることが出来る。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することが出来る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際、この法律による改正前の公営企業金融公庫法第三十條の規定により公庫が主務大臣の認可を受けて金融機関から借り入れている短期借入金については、なお従前の例による。

3 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号中「とし、公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)第三十條の規定による短期借入金を除く」を「とする」に改める。

理由

公営企業金融公庫が資金の融通をする公営企業の範囲を拡大するとともに、公営企業金融公庫につき、その資本金を増額し、借入金の制度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百五十億円の見込みである。

○岡崎委員長 四案の趣旨説明については、お手元の配付資料をもって御了承願うことといたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。井岡大治君。

○井岡委員 この改正案の第一条に「特例」の下に「並びに企業の財政の再建に関する措置」を加えた理由を聞きたい。

○柴田(護)政府委員 この法案の中には、将来赤字が出た場合に、やはり再建に関する措置をとっていくという法文を入れておこう、これは望ましい法文とは思いませんけれども、数ある地方団体の中には、間違つて赤字になるというようなこともあるわけでございます。そうしますと、やはり恒久的な措置としてそういう場合の措置を規定しておくことがいいのではないだろうか。そうしますと、やはり一種の恒久措置でございますので、これを一本にしたのでございます。当初私も、法体系の問題につきましては、必ずしも現行法というものを考えていなかったわけでございますけれども、いろいろ検討いたしましたまいに、こういふことから御提案申し上げているような法案の形にいたしましたわけでございます。

○井岡委員 将来間違つて企業それ自体を危うくする、こういうことを考慮してこれを入れたのだ、それでいいんですね。

○柴田(護)政府委員 そういふ場合の措置も考えておかねばならぬということから、そういう規定を置いたのでございます。

○井岡委員 それでは今度の改正案の一番原因になったものは、一昨年、昨年来、地方公営企業が非常に苦しくなっている、赤字で困っている、したがって何とか再建をしようじゃないか、そういうことで地方公営企業制度調査会を設けて、それに基づいてこの改正をした、こういうように提案の理由を述べておいでになるわけですが、そうじゃないのですか。

○柴田(護)政府委員 提案の理由は、お説のとおりでございます。

○井岡委員 提案の理由はお説のとおりだということ、ここに再建の財政措置を講ずる、再建をするというところは、これはいま御説明なされた限りにおいては、若干食い違いがある。この点どういうふうにお考えですか。

○柴田(護)政府委員 おことばではございませうが、私も食い違っているとは思わないのでございませう。やはり健全経営をいたしてまいりますために、将来赤字が出ないような仕組みをつくる必要がある。同時に、過去のものに始末する必要がある。この二つが基本でありますけれども、さうながら、将来そういう仕組みをつくりまして、運営するのは個々の企業でございます。個々の企業の中には、足踏みはまずいというところもないことではない。そういう場合の救済措置はやはり考えておかねばいけない、そういううたてまえから、過去の赤字以外に将来出た場合の措置というものをやはり規定すべきだと考えたのであります。

○井岡委員 法律の目的の中に将来のことを考えるというところは、私は間違いだと思つた。法律の目的というものは、公営企業というものはこういうものなんだ、そうして住民に福祉をするのだ、これだと思つた。それをいま赤字がある、したがって制度調査会の答申を受けてやつたのだということであれば、ことさらにここに書かなくても、ほかのところでその救済措置を講じたらいのであつて、何も目的のところにこれを入れる必要はないと思つた。この点を明らかにしてもらいたい。

○柴田(護)政府委員 目的の字句の問題についての御質疑かと思つたけれども、やはりそういうような場合のことを一緒に書いておきます以上は、その問題もはつきりしておくことが正直じゃないかということから書いたわけでございます。

○井岡委員 柴田さん、正直なら正直のようにはかのところをおやりになればいいのであつて、何も目的のところをことさらに変えておやりにする必要はない。これは正直じゃないあなたの意思が十分に動いている、こういうようにしかわれわれは理解できない。これは正直ではありませんよ。私はこの問題をさらに追及するという時間があるから、あとでもう一度また聞きます。

そこで、もう一つ次にお伺いをしたいのですが、公営企業というものは、ここにいろいろ列挙されてあります。その列挙されてある中で、私は非常に理解できないものがあるわけですが、それは、政府の機関で料金の認可を与えるもの、与えないもの、こういうように分かれてゐる。たと

えば、交通事業は全部政府が認可を与えるわけです。ところが、水道とかあるいは病院のようなものは政府が認可を与えるのではなくて市議会が与える。これは答申に明らかにしているわけですね。公営企業が独立採算というのを考えるのであれば、その地域住民の福祉を考えたつ公共団体の長あるいは議会がやるようにすることのほうがより合理的じゃないか、こういうふうなうたっている。これらの問題を何ら考慮されないで、やはり一律に並べている。しかも運賃と料金というものがどっちが——私は運賃というのと料金というのとはどう違うのか一ぺん聞きますが、こういうものを一緒にした法律でござるところに出してくるこのこと自体が、この公営企業をさらに混乱におとしめていると思うのです。したがって、これは別々にお出しになるのが当然なんです。そういうふうに思いませんか。

○柴田(護)政府委員 おっしゃることはよくわかりますけれども、私どもの法体系の理解では、各事業法というものがあつた。これがまあ横物で言いますれば縦の線とも考えていいのだからと思ひますが、公営企業法というものは横の線でございます。いまして、この二つの線がかみ合つて横物ができておるのだと考へておるわけでございます。お説のように、運賃と申しますか、料金の許可認可のあるものとないもの、区別があるじゃないかというお話、これもよくわかります。答申の御趣旨も私もよくもつとも思ひます。そういう線でも努力をいたしました。しかし結果は必ずしも理想どおりでない、これが偽らざる現状であります。法体系をいたしましてはやはり地方団体の行ないます企業体というものの経営方式、仕組み、運営、財務というものに基因するものでございまして、その限りにおきましてはやはり一つの独立法があつてもいいんじゃないか。問題は事業法とかみ合わせをどうするかというところに問題がある。御指摘のように必ずしも現状は理想どおりではない状態でございますけれども、これは私はいまの段階ではしょうがない、こういうふう

うに考へておる次第でございます。

○井岡委員 その中でもう一ぺんもとに戻りますが、あなたの言われるのはこれはあくまで基本法なんです。企業を行なうための基本法だ、こういうふうな理解していい。あなたの言われるとおりになると、事業法はおのの独立してある。それが縦の線なんだ。これによって一応基準というものをきめていい。これは横の線だ。そうしてこれは企業というものの一つのあるべき姿、こういうものを明らかにするんだ、こういうことになってくると、第一条のこれを挿入したこと自体は大きな間違いですよ。そう思いませんか。

○柴田(護)政府委員 先ほど御説明申し上げましたような趣旨で入れたのでございまして、別に間違いとは私は考へておりません。

○井岡委員 じゃこれは運輸大臣と両方に聞くのですが、運賃というのと料金というのとどう違うのですか。

○堀政府委員 私たちが運賃と言つておりますのは、物の場所を移動するいわゆる輸送についての料金でございます。ただ料金と申します場合は、たとえば複合料とかあるいは急行料、あるいは特定のサービスについての費用でございます。そういうふうな区別して使つておることでございます。

○柴田(護)政府委員 結局、料金と申しておりますのは使用に対する対価の一つの形態、それを一括して料金という形でとらえておる。それを各事業法では運賃といつておるわけでございます。実態は同じでございます。

○井岡委員 一方は物の移動を原則として運賃という、したがって複合あるいは急行というものは、これは料金なんだ、こういうふうに言つておいては、あなたのほうは使用に対する対価なんだ、こういうふうに言つておいては、それを運輸省は運賃と言ひ私のほうは料金と言ひの。私はそこは違ふと思ふ。あくまで料金というものは手数料なんです。使用の対価ということである限りにおいては手数料なんです。手数料で

あるべき企業、それに対して独立採算というのはどういふことなんです。

○柴田(護)政府委員 発生史的にいいますならば、昔は官造物使用料といつたものでございまして。しかしその官造物がだんだん進化してまいりまして、いわゆる官造物としての経営ではございませんで、むしろ企業と割り切つて経営に徹すべきだといふことから、公営企業というものの呼称が生れた。そういうことからいいますと、その使用体系というのにつまみしても、むしろ事業という形であつたほうがいい、それで料金という名前にした。実態はむしろ手数料とおっしゃいましたけれども、むしろ使用料のなみの、受益に對する対価、こういう考へ方でございます。

○井岡委員 そうすると、自治省はあくまで使用料として考へている、こういうふうに解していいんですね。

○柴田(護)政府委員 性質からいいますならば使用料に近い。しかし現在自治法で規定してあります使用料とは違ひます。

○井岡委員 そうすると、逆に言うと、こういうように理解していいですか。料金というものは、自治省の立場から考へると、自治行政をやる場合における当然住民の福祉を考へて民生とかあるいはどういふか、適当でないかもしれませんで、行政の一環として、サービスの一環として行なうものをもつて企業体だ、こういうふうに考へていいですか。

○柴田(護)政府委員 非常にむづかしい御質問でございますが、私どもの考へ方としましては、一般行政ではございませんで、しかしサービスの提供であることは間違ひございませんで、サービスの提供に對する対価、それを一般的対象として料金といふ名前を使つておる。個々の事業法になりますれば、あるいは運賃といふあるいは電気料金、ガス料金といったような形になるというふうに考へております。

○井岡委員 いや、ばくは具体的に聞いていますのですよ、柴田さん。交通事業も水道も病院も電気

もガスも、これは自治体の持つ一つの事業なんです。これは企業じゃないのです。そうでしょう。自治体の持つ事業なんです。したがって料金という名前をつけているのです。これが企業であるとするならば、交通の場合はこれは運賃でなければならぬ、そういうふうに理解していいのじゃないですか。事業なんです。これは企業じゃない。そこに企業といふことをあてあつた方がよろうとするところは無理がある。たとえば都市交通といふのは、あなた方は民間、民間とよく言われますけれども、外国は最初は全部私企業でやつておつた。そうしてどうにもやつていけないやつて公共団体が買ひ上げる、そうして国が補助をしてやる、こういうのが外国の交通の事業の実態なんです。国鉄だつてそうなんです。国鉄だつて初めから全部やつたのじゃない。私企業でやつておつたけれども、採算がとれなくて、これは国に買ひ取らうといふことで買ひ取つておるわけなんです。国の事業なんです。ここにいふゆる公共性とそれからなつて二つに分けておる、一緒に併立してあるところがあるわけなんです。ですから初めから企業として考へるといふことは間違ひなんです。それを今度の法律は明らかに企業と区別つけてやろうとなつておる。ここに大きな矛盾が出てきておる、私はこういうふうに思ふのです。そう思いませんか。

○柴田(護)政府委員 事業と企業、これはなかなかむづかしい問題で、むしろ私もお教をいただかなければなりませんで、昔から公営企業は企業となつております。一般の民間会社と同じような形態をとるものはまあ同じようなものだと考へておる。ただし公共団体が経営するものでございましてから、そこには公共性という度合いが強まつてきておるといふことは考へなければならぬ、それが従来の法体系では明確じゃなかつた。それがまた公営企業を必要以上に苦しめてきた一つの原因じゃなからうか。そこでそこをどう考へるべきかと区分けをしようにないか、そして企業の経済的経営基礎を安泰にしてやろう、こういうふう

いでこの法案をつくったのでございます。

○井岡委員 これは昔から企業として、こうおっしゃるけれども、そうじゃないのですよ。都市計画法の第一条に「本法ニ於テ都市計画師ハスルハ交通、衛生、保安、防空、経済等ニ関シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スルヲ重要施設ノ計画」云々と書いてある。これはあくまで都市計画としての事業なんです。企業じゃないのですよ。どうお思いになりますか。

○柴田(護)政府委員 私が申し上げましたのは、昭和二十七年に公営企業法ができてからずっと企業になっておりますという事で、その昔を言いますれば、おっしゃるとおり、官公物的性格の非常に強かった時代におきましては、事業的扱いをしておったと思います。しかし、やがて言いますれば、事業と企業というものの区別も、先生がおっしゃる様に明確に区分けできるかどうか、私は疑問だと考えます。

○井岡委員 あなたが、二十七年にこの法律をこしらえてから企業になったんだ、こういうふうにおっしゃるのであれば、企業としての取り扱いをされたかどうか、ここに問題がある。たとえば、都市計画法の第六條の二項、「主務大臣必要ト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得」こう書いてある。したがって、たとえば路面電車を撤去して地下にこれを入れた場合、道路の効率というものは著しく上がっているわけだ。受益しているわけだ。それに對して何らの手当てをしておらない。しかもその土地はその事業者の財産なんです。たとえば、私は大阪です。大阪の例を言います。大阪の路面敷地というものは千六百億です。その千六百億を全部はずしていくわけですね。それは建設省はたでもらいなんです。しかも路面電車は地下に入っている。受益者負担の原則からいって、当然効率が上がったんですから、それは出すべきなんです。私も全部出せとは言わない。全部出せとは言わない。

けれども、当然負担すべきものなんです。自治省はそれを要求する権利があると思うのです。要求しませんか。

○柴田(護)政府委員 そういふ問題がいままでありながら、法律上明確じゃなかった。それが先ほど申し上げましたように、公営企業の経営を苦しめておった一つの原因だ、だからそこをこのところを今度は明確にしようというのが改正の趣旨でございます。いまおっしゃいました事例につきましても、経費の負担区分を具体的に問題にする際に問題にしたいと考えております。

○井岡委員 負担区分の問題でいまあなたが出されておるのは、原形復帰の費用だけじゃないですか。いままでひどかったですよ。撤去をした、それをその事業者が全部補修をされた。そうしてもとへ戻した。財産はとってしまいわ、また費用は出さぬわで、あなたの方の負担区分というのはそれだけしか考えていないじゃないか。その財産はどいうなるか、受益者負担という原則、受益をしないものの方の原則、これから言うたらどうなるか。あなたの方の考えておる受益者負担というのは、使用料を払うという事で、それは乗った者が料金、運賃という事で払っていつておるじゃないですか。これが受益者負担の一方の原則です。同時にそれによって効率のよくなったものの費用負担をどうするかという事です。

○柴田(護)政府委員 それは都市によって事情が違ふと私は思います。一般の場合におきまして、逆に道路の上を特に占有権を取得して軌道を敷いている場合がある、こういう場合はむしろ道路所有権には迷惑をかけておるわけですから、むしろ撤去すればもとの姿に帰るといふことになるのだらうと思ふのです。お話の大阪の問題は私も若干問題があると考えております。大阪の場合だけは軌道敷が全部交通局の所有になっておるといふことで問題があると考えております。

○井岡委員 これは単に大阪だけじゃないのです。東京だってあるのです。東京全部とは言いませんが、八〇%というのは東京交通局の財産です。原簿を見てみなさい。それに対して道路効率がよくなっている。最近、地下鉄は掘っていないけれども、都電もほとんどはずしていつていますから、道路効率はよくなっている。ですけれども、それに対して、使用区分の問題だけじゃない、受益者負担の原則から当然取るべきなんです。道路局長、どう思いますか。

○吉兼説明員 ただいま御指摘の軌道撤去の場合の問題でございますが、いま大阪の事例をおあげになりましたが、大阪の市電の敷地の財産区分がどういふふうになっておりますか、よく調査いたさなければわかりませんが、私どもは、これは道路敷の上に占用の形で軌道が走っておるといふふうに理解いたしておるわけでございます。そういう場合には、軌道法によりまして、撤去いたしました場合は一応もとの道路の姿に戻るわけでございますが、それはまた別の問題でございます。かりに占用の軌道敷の場合、軌道を廃止することによりまして、道路の状況からそこを道路敷に取り込んだらどういふという場合は、道路管理者の側におきましてその用地取得について必要な手当てをしなければならぬという事は当然でございます。

○井岡委員 もう一点聞きますが、次長、自分のところは財産なんです。あなたの言うておいてのは、占有道路だった、それをあとからつけたんだ、したがって原形復帰にせよというだけの権利があるのだ、こういうことなんです。そうでなくて、その軌道というものは交通局がつけて、それから隣に道路をつけていったんです。東京だってそういうのはたくさんあります。そこで、軌道を撤去するわけだ。その軌道というものは依然として交通局の財産なんです。これが明らかにになった金は払う、こういうふうに理解していいのです。あなたはいまの話だったら、過去のいろいろな経緯は私まだよく調査いたしておりますが、いまの軌道法のたてまえからいいますと、軌道は道路に敷設すべし

ということになっております。したがって、最初軌道が走っておって、道路があとからそこへ乗っかってきたという場合には、その当時に對してどういふ手当てをしたか。つまり軌道敷地そのものを道路敷という事で、財産の管理を道路管理者のほうにそれに移したかどうか、おそれるような手当てをして、大阪の場合はよく調べなければわかりませんけれども、歴史的な問題は別といたしまして、現在は道路管理者のつまり道路敷という扱いに財産区分はなっておるのじゃないかというふうに私もは理解しております。

○井岡委員 あなた、むちやを言っちゃいかないですよ。それは現実に財産として残っておるのです。その財産をかつてにあなたの方が道路にしちゃったわけじゃない。ですから、阪神の国道線の撤去の場合については、原価を支払うということをおあなたの方のところがちゃんと明らかにしているじゃないですか。大阪市のもの、東京都のもの、あるいは名古屋市のもの、こういうものについては金を払わないけれども、民間会社である阪神に對しては同様のものを払うということをおあなたは明らかにしているじゃないか。近く呉市でも同じことが起こるのです。ですからこの点は、受益者負担の原則から、効率が上がるのだから払うのかどうか、この点だけ明らかにしておいてください。

○吉兼説明員 軌道は撤去することによって道路の効率が上がるというふうな事態は、大都市においてはいふん見受けられることでございます。したがって、道路側といたしましてそういうふうな撤去の際にいろいろな手当てをする、たとえば復旧費につきまして、道路側の復旧費に対する補助、道路管理者に對する国の補助、それをさらにもう少し、従前は簡易復旧費程度の復旧費ということを言っておりましたのを、本復旧的なものにつぎまして道路側のほうにおいて持つ、国がそれに対して助成をするというふうな考え方に私はこれはこれから検討してまいりたいというふうに

思っております。

ただ、その財産の問題につきましては、これは私も事情をよく調査いたしまして、それからでないとお答えはできませんが、道路管理者の財産でないという場合にそれを道路敷地に取り込むという場合は、考え方としては、たとえそれが同じ公共団体の別会計の土地であろうと、民間の民有地であろうと、考え方によって異なるという理屈は私はないと思います。

○井岡委員 そうすると、だめを押しておきますよ。この点だけは明らかにしておきます。民間と公共団体とを問わず、所有者に對して差異をつけるようなことはしない、こういうことですね。

○吉兼説明員 御指摘のとおりでございます。

○井岡委員 そこで、大蔵省主計局の鳩山さん、おいでになりますね。これはどちらでもいいですよ。私が五年前に都市交通の中における都市計画法の第六條第二項の問題で質問をしたときに、受益者負担の原則から、都市計画法では二分の一あるいは三分の一という補助が出るけれども、受益者とするものが負担をすべきであつて、それに対して交通というものについて補助をすることはできません、こういうのが鹿野さんからの答弁でした。私はこれは見解が違ふということと、そのときには終わりましたけれども、いまお聞きになられたように、道路効率がよくなる、その場合当然ガソリン税は受益者負担であるのに対して渡すべきだと思ふのですが、この点はどうか、なんですか。これは運輸省も……

○長岡説明員 お答え申し上げます。

軌道が撤去されて道路効率がよくなった場合に、道路管理者が受益者であるかどうかという問題につきましては、道路管理者は、やはり都市計画法という街路その他都市計画の施設をそこへつくり、管理をする立場にあるわけでありまして、これは受益者ではないのじゃないかと思ふ。それは経費の負担区分の問題はあろうかと思ふけれども、都市計画法六條二項による受益者負担金の性格のものを道路管理者が軌道の

經營者に払うべきかどうかという点については、いささか疑義があるのではないかと考えております。

○井岡委員 ちょっとわからないのですが、道路管理者が受益者ではない、こういうふうにお考えなんですか。簡単に言ってください。いろいろなややこしいのは、あなた方が初めに言ったのと違う、曲げるから。

○長岡説明員 都市計画法の第六條の二項には、「主務大臣必要と認めルトルキハ政令ノ定ムル所ニ依リ都市計画事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ」負担セシムル」その都市計画事業、要するに利益を受けさせる都市計画事業の中に街路事業が入つておるわけでありまして。ですから、その軌道を撤去することによって、なるほど街路の効率は上がる、その街路の効率が上がることに、受益者が出てくる、それはその街路の周辺の地主なりなんなりという問題であれば私も理解できるものでありますけれども、いわゆる道路管理者、大阪の場合にも、おそらく都市計画街路であれば市長さんが管理者であらうかと思ふけれども、その市長さん自身がここにいう都市計画事業による受益者だということにはならないのじゃないかと思ふわけでありまして。その点を申し上げた次第であります。

○井岡委員 ですから、効率が上がるということは自動車それ自身が受益をしてゐるわけですね。そうでしょう。自動車それ自身が受益をする。同時にそのことは、産業、会社いろいろあるでしょう。それがそれを撤去することによって受益をしてゐるわけですね。そうするならば、当然受益者は税金を納めるわけですから、その税金の一部または全部をその事業者に対して、受益者負担の原則からいくなら出してやるのがほんとうじゃないですか。そうでないと、それは受益者負担にならぬですよ。だからガソリン税は当然撤去することに、よつてその地域に対してこれを受益者として渡してやる、これは当然じゃないか、こう言つてゐる。

○長岡説明員 ガソリン税の性格は、非常に議論めいたことになりましてけれども、受益者負担金の性格であると同時に、道路損傷の原因者負担的な性格も持つておると考えております。いまのお話で、道路管理者が道路をよくする、それだけ道路効率が上がる、その事業費に道路事業費としてガソリン税が入つてくるという点は理解できるものでございましてけれども、直ちに効率をよくするため撤去した軌道の經營者に対してガソリン税を財源として付与するかどうかという点につきましては、必ずしもそうならないのじゃないかという気がしてゐるわけでございます。

○井岡委員 ガソリン税はそんなのじゃないでしょう。道路整備のために臨時措置法として取つてゐるのでしょうか。そうでしょ。だから藤山さんが、すでに国道で九九%できたから、当然都市に對してガソリン税の移管などをしてやらないといけないのだ、地方財政を圧迫してゐるのは道路の拡張、都市計画のいわゆる都市の整備再開、こういうようなものから考へて、これは移管してやらなければいかぬということを、先般大阪で談話を発表されておられる。これは再開という立場から当然のことなんです。道路整備法というのは、あなた、曲げてはいけませんよ。ガソリン税というのは道路整備法に基づいて取るということにはつきりしてゐるのですから。そういうようになりまして、再開という立場から、路線を撤去して再開をする、整備をすることになるわけなんです。これは東京だつてどこだってみな同じことなんです。こういうことを考へてやらないと、公営企業などというものはやていけるものじゃないですよ。そういうふうにお考へになりますか。運輸大臣、どうお考へになりますか。

○中村(實)國務大臣 この問題は、将来の一つの問題として検討するに値する問題であると思つております。

○井岡委員 大臣、将来検討するなるといつたつて、いまこの法律で連合審査をやつてゐるのですよ。だからここであなたがそのことについて考へ

るといふことを明らかにしておかないと、将来考へるといつたつて、それはだめですよ。もう一回答弁してください。

○鳩山政府委員 私から申し上げるのはどうかと思ひますが、ガソリン税のいろいろの問題につきまして、来年度予算編成の際にはやはり相当いろいろな問題が出るかと存じます。その際には各種の立場からいろいろ検討を重ねるべき問題であると思つております。

○井岡委員 これは自治省、運輸省にかわつて鳩山さんが検討する、こういうことですか。自治省と運輸省は、このガソリン税の問題、いわゆる負担区分の問題は、建設省はよく聞いておいてくださいよ。あなたの方の道路をこしらへるために地下鉄を掘つてゐるわけですよ。だから外国では、ドイツの例を言ひましょか。ドイツは、地下鉄の建設に對して路面電車を撤去する、そして道路効率がよくなる——これはニューヨークも一緒ですが、だからガソリン税に一定の区分を分けて、その分については地下鉄建設者に対して出す。明らかになつてゐるのです。だから各国は地下鉄が非常に早くできるのです。日本ができないのはそこなんです。これは道路効率がよくなるのだから、当然そこに持つてこなければいけない問題だ。それをあなた方は幾ら言つたつてそんなことは考へぬのだ。だからこの点は明らかにしてもらいたい。

○中村(實)國務大臣 政府といたしましては、地下鉄等の場合は、財政によつて援助するとか、あるいは補助によつて現在援助してゐるのでございますが、その財源についてはいろいろ問題があると思ひますので、その際には考への中に入れて検討してまいりたいと思ひます。

○永山國務大臣 地下鉄につきましては、やはり国の負担についても考へるべきだという観点で、予算編成の際には自治省としては努力をいたしましたが、本年度はとりあえず利子補給の四億を八億にいたして将来検討しようということになつておりますので、来年度予算編成を待ちまして十分

ひとつ検討を続けていきたいと考えております。
○吉兼説明員 たいだいまの問題につきましては、ちよつと問題が大きうございまして、私どもだけの一存でお答えできない点もあらうと思ひますが、ガソリン税をさいたほうがいいか、あるいは別途地下鉄に対して何らかの手当てをしたほうがいいかという問題もあらうかと思ひますが、ひとつその点はよろしく……

○井岡委員 建設省に言ひたいのは、効率が上がるといふことは、道路をこしらへる場合は道路管理に對してあなた方は補助をするでしよう。国道の場合は二分の一、都道とか市道とかいうものについては三分の一の補助をするでしよう。都市計画に基づいて、あるいは区画整理法に基づいてやる場合はするでしよう。その場合、当然これを取り除くことによつて、道路をつくつたのと一緒になるのですよ。しかもそれは財産だったのですよ。ただで取つて、それだけの何が残つてゐる。しかも道路をこしらへたら、その場合は当然その公共団体に負担区分として出してやる、道路をこしらへただけ出してやる。出してやつて、その地方公共団体がさらに公営企業等をやつてゐる、これは独立採算といふことを言つてゐるのだから、それに対してそれだけのものをやるということにするのがあたりまえじゃないですか、こう言つてゐるのです。柴田さん、ほかの連中はあまりややこしいことを言うから、あなたに聞きたい。

○柴田(護)政府委員 道路の使用の実態についていろいろ問題があると思ひます。しかし原則的に、そういう場合に負担区分の問題の一つとして取り上げるべき問題だといふことは御指摘のとおりと思ひます。私どもはその問題も含めまして、負担区分の政令を定める際に具体的に検討いたしたい、かように考へておられます。

○井岡委員 そこで時間がないし、久保さんが質問が若干あるといふことから、一つだけ聞きますが、この法律の第四十二条に「地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を經營するための地方公共企業体を設けること

ができる。」といふ言つてゐるのです。これは私は東京の都市交通審議会で第一回の答申ができたときに、都営でやるのかあるいは官団でやるのか、この点その經營主体を明らかにしておかないと五年、十年先には大混雑が起りますよと言つたのです。そのときに、どうも運輸省並びに自治省ははつきりしなかつた。同時にこれは東京都もはつきりしなかつた。安井さんに何べん来てもらつてやつても、安井さんははつきりしない。それが今日東京の混雑が起つてゐる原因なんです。撤去ができない。官団にどんどんやらしてゐるからできない。この公共企業体といふのはどういふことを考へておいでになるのか。この点をひとつ明らかにしてもらひたい。

○柴田(護)政府委員 その条文を置きましたのは、御承知のように調査会の答申の中で間接經營論が非常に多かつたわけでございまして。そこで、間接經營論と申しまして内容はいろいろ違つたわけございまして、どういふ形でやるか、つまり一般的に間接經營方式といふものを法文化するか、あるいは個々具體の問題として考へるか。たとえばいま御指摘ありました東京都のような場合、やはり間接經營方式を考へていくほうがいいんじゃないかといふ答申もあるわけございまして、その辺のところが問題で、東京の交通の問題については別途御審議をわづらわしておるような委員会もあるわけございまして、その辺の進行状況等にもならみ合はして考へたらいいだらう。ただ、間接經營方式といふものをとる余地を残しておこう、その根拠規定を残しておこう、こういうことで条文を置いたわけでございまして、具體的には、私どもの頭にありますのはいわゆる三公社のような公共企業体といふことを考へておるわけございまして。

○井岡委員 それではこれ久保さんに譲ります。最後に一つ。私は先ほどから聞いています。料金を運賃の問題、料金といふものの性格、これがどうもあやふやでかたないません。答弁としては

わかりました。わかりましたけれども、これに對しての確固たる何がないといふこと、したがつてここからくるものすべてに獨立採算でもつて事を處理しようとするばかり無理がある、こういうように理解をしたいと思ひます。間違ひありません。

○柴田(護)政府委員 現実の料金が個々の具体法によつてきまつていくわけございまして。そのときに御指摘のいろいろな別の要因から料金が、企業經營という形からの要請と変わった形のものが出てきておるといふ問題も御指摘のとおりでございます。それやこれやを考へますと、やはり何もかも企業に押しつけてやれといふことは無理じゃなからうかといふことから負担区分論といふものが出てまいりまして、一般會計とのけじめを明確にして、ここで公共性と經濟性の調和をはからうといふのが改正案の趣旨でございまして。私はこの料金と各事業法の、交通でいいますならば運賃と申しますか、それとの間の概念上の問題から御指摘のような理論が出てくるとはちよつと納得いたしかねるのございましてけれども、しかし現実の交通料金のきめ方についていろいろ問題があることは事実でありまして、そういう形で一方負担区分を明確にして企業の荷を軽くしてやる、片一方は料金の適正化をはかつていくといったようなことをかね合はせて交通企業

の安定化をはかつてまいりたい、こういうことを考へてゐる次第でございまして。

○井岡委員 その負担区分といふところに公共性を見出すのだ、こういうふうに言つておいでになる。そうすると、その負担区分の問題は單に当該地方公共団体の負担区分だけでなくて、いま申し上げましたように道路あるいはガソリン税、受益者負担といふような分から考へても、かなり大幅に政府それ自体、国それ自体が考へなきやいけない、こういうふうに解釈していいですね。

○柴田(護)政府委員 外的要因の整備という意味におきまして、御指摘のとおりだと考へます。

○井岡委員 足らないところは今度またこの委員

会であなたとやります。それでは終わります。

○岡崎委員長 久保三郎君。

○久保委員 私はこの法案の中で、特に都市交通に關係のある問題について二つほど簡単に尋ねします。

一つは、いま井岡委員からお尋ねがあつたこととありますが、法第二十一条第二項では料金のことに言及してあります。この中でいってゐることは、この「料金は、公正妥當なものでなければならず、かつ、能率的な經營の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるとでなければならぬ。」といふこととありますが、この第二十一条の二項はだれを拘束するものであるか。法律というからには、だれかが拘束されると私は思ふのですが、拘束される対象はだれであるか。それは言うまでもなく、当該地方公営企業を営んでゐるその事業体に対してだと思ふのですが、そのとおりでしやうないかがです。

○柴田(護)政府委員 そのとおりでございまして。

○久保委員 しかし、料金、運賃を決定する権限は、その事業体なりあるいは地方自治体にはないものがある。たとえば都市交通の運賃あるいは料金、そういうものは自治体自身には決定権はない。政府というか、運輸大臣というか、そこに決定権がある。しかし決定権を持ったところの政府自体については、いわゆる料金決定の原則といふものは、こういう文書はどこを見てもないのです。たとえば地方鉄道法一つをとつても、こういうようなこまかい運賃、料金の性格を規定づけたものはありません。しいてあるとするならば、国有鉄道運賃法にややこしい文言に似てゐるものがあるが、地方公営企業としての都市交通には關係がない。だから、お尋ねしたいのは、この第二十一条第二項は、あなたがたがおっしゃる通りに、拘束されるものは自治体であり、公営企業を営むものであるといふことなんだが、これはこの法律で実効を担保することは不可能である。不可能だとするならば、何がゆゑにこの規定を設けたのか、そ

の趣旨をお伺いしたい。

○柴田(護)政府委員 二十一条の規定は、従来もこれに似た規定がございます。その似た規定の趣旨を明らかにした、より明確化したというだけの意味を持つておるのでございます。従来から料金的一般原則を掲げておりますのは、御指摘のように、認可権を政府が持つておりますものもございまして、たとえば水道のように地方自治体の議会にかけて定めるものもあるわけでございます。それらを通じて料金のあり方の一般原則を書いておいたこととでございます。したがって、もちろん公営企業そのものを拘束する規定でございますけれども、ひとしく国家の法律でございまして、認可官庁におかれまして、この規定の趣旨を尊重されて運営されるべきものというように考えておる次第でございます。

○久保委員 御答弁であります。なるほどお説のように都市交通以外のものにはそれはまあ適用されるものがある。しかし、あとは、御説明では尊重されるべきである、こう言うのですが、尊重されるべきであるけれども、問題の大きな分野はこの料金問題にかかっているのではないかと申すのです。その適正であるかという問題とは別として、一つには、見方によれば大半の地方公営企業の危機というのは、言うなら運賃、料金の問題が一つひっかかっている。今度はこの再建整備というか、そういうことでこの法律改正をしようとするのであります。極端なことを言つてたいへん失礼であります。具体的なところは、再建債の利息を幾らにして、幾ら利子補給をするかというだけ具体的にありまして、あとは再建計画をつくるというものでありまして、再建計画をつくる土台、そういうものについては何らの前進がこれはないのです。だから、私もから考えれば、まあまあ中途はんばであらうが、やむを得ずこういうものでもやってみようかということではないかとさえ考えられるのであります。しかしそれをいまここでやかく言う時間もございせんけれども、もう一ぺんお尋ねしま

すが、運賃、料金というものは、ここへこう書いておいても、これに拘束されない場所、拘束されない人がつくつていくという矛盾はどういうふうに解消しようとするのか。たしか制度調査会の答申にはやや別なことが書いてあると思うのだが、そういう問題に関連してどういうふうに解釈していったらいいのか、もう一ぺんお答えいただきたい。

○柴田(護)政府委員 この規定の意味につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおりだと思つておられます。おっしゃる通りに、具体的に認可料金のものにつきましては別に認可するところがあるわけでございますので、その間に矛盾が出てきやせぬかというお尋ねかと思いますが、従来からそういうことがあつたかどうか、私どもは、認可の時期のおくれと申しますか、あるいは物価政策からの別途の観点といったような問題はありますけれども、やはり従来からもこの料金の規定というものは尊重されておつたのじゃないかというふうに思つておられます。また、道路運送法でございますが、自動車の関係の料金の規定にはこれと同じような規定が実はございまして、したがって、相互に矛盾することのないように気を配つたつもりであります。また、実際問題といたしまして、国の認可官庁がやはり国の法律の趣旨を没却してやられるということはないのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○久保委員 いまの答弁では、まあこういうふうな改正は、道路運送法にも運賃に言及してこういうことが書いてあるから、それに見合つたものを書いたのだと言ふ。なるほどこの企業法というか、そういう範囲だけでいわゆる規制というか限定されるような公営事業というものは、それは一応問題はないと思つたのですが、都市交通というか、その中でも地下鉄とか路面電車というものが主であります。いまのパスの場合は道路運送法にそういうふうな書いてあるかもしれない。しかしそれは書いてあるけれども、決定権は運輸大

臣でありますから、自治大臣でもなし、その地方自治体の長でもないですね。だからそうなるという、これは非常にわれわれの担当しておる運輸というか、そういう面からいけば、何か一つだけ浮き上がった存在であつて、まあ訓示規定でもあらうかというふうにとるわけですね。しかしさつきも申し上げたように、運賃、料金というものが今日たゞいまの問題の——それはいい悪いは別ですよ、いい悪いは別にして、そういう運賃、料金というものの問題が大半を占めておるのです。先ほど来の質疑応答を聞いておりました。将来にわたつての赤字が出たときには云々というふうな本改正案は言及しているようですが、これもとりよつては、そのほうがあるいは妥当かも知れませんが、しかしながら、問題の根本であるところのこういう問題を解決せずして、法律の文言だけ抽象的に書いたから、それで再建ができることは私どもは考えておりません。あなたも考えておらぬと思つた。ただ先に通つたというだけで、政府全体から見れば、はつきりいつてこんなはんばな法律はありません。画竜点睛を欠いたということはこのことなんです。(画竜もなしよ)と呼ぶ者あり) まあそういうことをいまさら言つても、すでにこれは法案のことだから、これからいくのしょうが……。少なくとも画竜もないから、何か知らない、ミミズくらいになるのしょうが、自治大臣どうですか。あなたは胸を張つてこの問題説明をされたので、私はほんとうにりっぱなものができるのかと思つて、あとで連合審査というところで一応ずつと法案を見てまいりますと、どうも私の知つた範囲でも、こういう二十一条の二項なんといつて、あてもないことが書いてあつて、何かこれだけ読むと、ああそうか、これで幾らかよくなるのか——いなかの村長さんだつて、これを読んでそのとおり考える人は、たぶん一人もないと思つたのだが、どうですか。

○永山国務大臣 料金決定にあたりましては、中央、地方一体の行政運営の観点から、関係関係が

十分連絡の上で万遺憾なきを期するように、現段階におきましても経済企画庁を中心に関係関係の懇談会を持ちまして、十分地方議会の意見を尊重をいたし、かつ、各関係者の関係間の意見を調整して適正を期するようにいたしておりますので、将来も運営に対して十分考慮いたしたいと考えております。

○久保委員 懇切丁寧な御答弁でありまして感銘を覚えます。しかしながら、中身は空虚なものが広がつて、これを押えることは困難であります。次に、それじゃこれが正しいものとして考えた場合に、「能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、」云々と書いてあるんだ。これは前後の文言は大体修飾、モデファイアだから、それはどうでもいい。しかしまん中の「適正な原価」は現実的なものをさしているようだから御説明いただいたののだが、適正な原価とは何が入るのか、どれとどれが入つて適正なのか、いかがでしょうか。

○柴田(護)政府委員 現実の原価というものがあつて、程度基礎になると思つておられますけれども、それに「能率的な経営」という修飾語がついておるわけでありまして、したがって、具体的な問題になつてまいりますと、なかなかむずかしい問題が出てまいりまして、一般論としては原価の問題ではございませんで、能率的な経営の下における原価で、原価というものは、これは普通の一般に原価計算でいわれる原価そのものをさす、かように考えております。

○久保委員 不敏にしてその原価の解釈がよくわかりませんので、原価とはいかなる項目の費用が積算されて原価なのか、お教えをいただきたい。

○柴田(護)政府委員 一般的にはその企業を運営してまいりますに要する費用、したがって普通の人件費、物件費、借金の利子、それから減価償却費、それに資本報酬といったものが入ります。

○久保委員 公営企業の資本報酬とはいかなるものでありますか。

○柴田(護)政府委員 現在までは借金で行なつて

おりますから、資本報酬にかわるべきものは借金
の利子であります。しかし、この答申では自己資
本を充てしめるというをいってありますし、改
正法案でも、自己資本というものは漸次充てし
めるものだ、したがって一般会計から出資をして
くんだという形をとっております。ただ、一般的
に全部出資を強いるという意味ではございま
せん、当座は資金繰りを円滑にする程度の出資と
いうことがいわれております。それに対する資本
報酬であります。ただ、この資本報酬をどう扱
うかというのが具体問題としてはなかなかむずか
しい問題であります。たとえば電気料金あるいはガ
ス料金等におきましても、若干の資本報酬の計算
が入っております。そういうものをこの料金の中
に算定基礎に入れるべきだということございま
す。

○久保委員 そうしますと、運賃原価の中には資
本報酬は入るが、資本そのものはもちろん入って
ない、こういうことでしょうか。

○柴田(護)政府委員 資本は、減価償却の形で織
り込まれるわけでございます。

○久保委員 そうしますと、先ほど来永山自治大
臣もお答えになりましたが、特に地下鉄等の建設
でありますけれども、私どもはこの国会にすでに
都市鉄道整備促進法というのを提出しております。
ごらんいただけたかどうか分かりませんが、おそ
らくいただけてはいないと思うので、骨子だけ申
上げましょう。

これは、一つはいま柴田局長の御答弁のような
方針であります。資本はよそからようだいてし
てくる。運賃原価の中には入れない。全部じやなく
てその大半は入れない。どういう理屈かという
と、一つには、都市交通は高速鉄道でなければな
らぬ、かように思っておりますので、地下鉄ある
いは高架鉄道の建設を促進させる。その場合に高
架の、言うなら橋ですね、橋の上にレールがつい
たり電線が引っぱられるわけでありまして、そ
の場合には特に電線やレールは入らない。高架、橋
の建設費。地下鉄の場合はトンネル部分だけ。そ

のレールや電線や駅舎は入らない。そういうもの
はいわゆる道路整備と同じものの考え方、先ほ
ど井岡委員も申し上げたような思想で、これは全
額国から一応出してもらう。これは出しっぱなし
でございまして、もちろん企業が一定限度の利
潤が得られるようにしなければならぬという
いうこととあります。だから、地下鉄に例をと
りますれば、大体十億四十億ないし五十億だそう
であります。われわれが提案していまお話し申
し上げたトンネル部分は、そのうち大体三分の二
くらいの費用であります。残り三分の一は道床な
り軌条なりあるいは駅舎であります。そういう残
りの三分の一に類するものものは、当然企業の
資本報酬の中で立てていく、こういう必要があり
やしないかということでございます。だから、そ
ういう意味からいっても、この料金という問題は
やはりもう少し詳しく考えていかねばならぬ、か
ように考えておられるわけなんです。いま申
し上げたような点について永山大臣はどう考えら
れますか。運輸大臣はこれに反対とは言えないよ
うに私は聞いております。なぜかという、すでに
運輸省自体では、私の構想にやや近いというか、
そのうちの一部分だが、先年構想を持たれたこと
があります。政府全体の立場というか、大蔵省
の立場からか知りませんが、つぶれたままであり
ます。ですからそうなりますと、私どもの案には
賛成だ。永山大臣も、先ほどの御答弁を聞いており
ますと、少なくとも私のこの説明には同意される
のじゃないかと思っております。どうでしょう。

○永山国務大臣 地下鉄の關係におきましては、
お説のように本年度予算編成にあたりましては、
国費の持つ部分というやうなものについても相当
強く折衝をいたしたつもりでございますが、しか
しとりえず利子補給という形でいきましたの
で、次期予算編成を通じて、ただいまのお説
のやうな点も十分ひとつ考慮をいたしまして努力
をいたしたいと考えております。

○久保委員 運輸大臣はすでに御了解済みのよう
だからいいでしょう。永山さん、あなたはいま法
案を提案しているからそういうことであります
が、私のいま申し上げた、そして提案しているよう
なものはあなたからいかに出せないもので、ぼくの
ほうで出しているだけなんです。御答弁なり答
申を全部盛り込んだ私どもの提案なので、お忙し
いと思いますが、下僚に命じてお取り寄せいた
して、私どもの法案を一日か二日のうちに目通
しをいたしたい、かように思います。そうす
ればいまのような繰返し返しの御答弁ではなく、全く
そのとおりだという気持ちにならぬと思うのであり
ます。しかしこれを直ちにあなたが賛成して、す
ぐにというわけにはまいらぬでしょう、内閣改造
後においてひとつごふんばりをいたしたい、か
ように考えておられるわけです。

いずれにしても運賃決定の問題は、先ほどお話
が出たように、第二十一条第二項をきめただけで
は、民主的なあるいは能率的な運賃料金のいうも
のの私は出ないと思うのです。だから答申を受け
て立つたというならば、この運賃料金の決定の方
法についてもこれは言及しなければならぬと思う
のだが、これには運輸省はおそらく反対だろうと
思う。そこでおそらくこれはもとと書かなかつ
たと思うんだが、そういう矛盾を直さぬ限りは、
これは運輸省の権限だとか自治省とかあるいはそ
の当該の自治団体とかいう問題ではなくて、大き
くやはり運賃料金の制度というものは単に訓示規
定だけではなくて、具体的に消化をしなければなら
ぬ問題だと私は思うのです。あなたたちの答弁
を繰返し申し上げようがないと思うんだ
が、はたして担当の永山大臣と運輸大臣はどう思
いますか。いかがでしょう。

○永山国務大臣 運賃決定の方法につきましては、
今後とも関係大臣と十分相談して進みたいと思
っております。

○中村(實)国務大臣 運賃を決定いたしますに際
しましては、原則としては企業が成り立つような
内容を持った運賃をきむべきであると思ひます
が、公共性その他、他の要因によって引き上げら
れない点等がございますので、そういう点につ

ましてはできるだけ国のほうで援助していくべき
ものである、かように考えて善処しておるのであ
ります。国家財政の観点等からなかなか思うよう
にはまいりませんが、そういう方向で善処してま
いるべきものと考えておる次第でございます。

○久保委員 この方法については答申にも出てお
りますので私は申し上げたのです。法律案の中に
は全然言及してないから、お忘れだと思ひので申
し上げたわけなんです。やはりお忘れのような態度で
あったが、反省されて今度は関係大臣と永山大臣
が御相談いただくということとありますから、
せつかく御相談いただいて、これは関係の自治体
がきめるのがいいのか、従来どおり運輸大臣が決
定するのがいいのか、あるいはいままでどおりで
あつても地方議会というのか、そういう自治体にお
ける住民の意思をどう料金決定の中で反映させる
かというふうが出てこなければいけないと思ひ
ます。単に企業の健全化だけうたつていても、
これは住民から離れての公営企業はございませ
んから、そういう点で私は申し上げているわけであ
ります。それでよろしゅうございしますか、御了
解いただけますか、どうでしょう。

○永山国務大臣 お説のとおりでございます。

○久保委員 中村運輸大臣はいかがでしょう。

○中村(實)国務大臣 地方等の意見を十分考慮の
中へ入れまして、そして適切な運賃をきめていく
べきものである、かように考えております。

○久保委員 少し言い方が違ふようだけれども、
時間もありませんので、永山大臣がいまのところ
本法案は主管大臣のようだから、あなたの御意見
でいきましよう。

そこでもう一つ、これは柴田局長に、あとでい
いのですが、あなたが答弁された運賃の原価につ
いて、私はよろしいと言つたわけなんです。これは相
価の中含まれるものはこれとこれであるとい
うのを、すぐ出るはずですが、ここではめんどう
ですから、書いたものを、地方行政委員会をほう
は続いておりますから、そのほうを通して私

の手段にも資料として配付してください。運賃のほうはそれで切ります。

次には、この答申の中に、やはり「都市交通の問題点の一つは、当該地域について包括的行政責任を有し、都市交通についても住民に対して責任を負わざるを得ない立場にある地方公共団体の長が自ら交通事業を運営するのでない限り交通事業に十分関与できない建前になっていることである。相当規模の都市にあつては、公営、民営を問わず地域内の主要交通事業に關し、路線の免許等にあつて關係地方公共団体の長の意見を尊重する等の措置を講ずる必要がある。」と、こう書いてあるが、これも都市交通といわれる地方公営企業の交通事業にとつては非常に重大なウエイトを占める問題点の一つであります。これについては、もちろんこの法律ではそういう問題について言及はしておらない。もちろん言及できない法律であります。少なくともここで地方公営企業、その中で都市交通そのものの再建をはかっているというねらいであるならば、さきさきの運賃料金の問題以上に、いわゆる単に経営の問題じゃなくて、都市行政というか住民を主体にした地方自治体、しかも問題の多い都市の機能を有機的に発展させるというからには、この問題を取り上げないではこれは前進はないと思うのだが、永山大臣はどう思いますか。

○柴田(護)政府委員 答申との関連でございいますから、私から便宜お答えさせていただきます。お話しのように、この答申の趣旨は、地方公営企業にとりましてはきわめて大切な問題でございまして、主として運営面の問題でございまして、したがって法律問題としては特別の措置を講じておりませんが、ただ運営に当たりまする態度というところを明確にする意味におきまして、公営企業法には五條の二という規定を置きまして、国の行政機関の長が行政処分を行ないます場合の基本的態度というものについて、この答申の趣旨に沿うようにするというような意味合いの精神規定を置いております。具体的には路線免許等にあたりま

しても、今日でも運輸当局におかれましては関係地方団体の意見を徴しておられるようでございます。その徴するにあたりまして、これをより尊重するように心がけてほしいというのを私も前からお願いいたしておりました。運輸当局におかれまして、その趣旨で今後とも運営に当たるといふことが話し合われております。したがって、具体的には立法措置等になってまいりまして、複雑困難な問題でございしますが、とりあえずはそういう方法でこの答申の趣旨に沿いたい、かように考えておるわけでございします。

○久保委員 局長、ほくもやはり日本人だが、あなたが言うような、第五條の二項にはそんなことはみじも書いていない。どこに書いてあるんだ。なめぢやないかい。国の行政機関の長は、地方公営企業の業務に關する処分その他の事務の執行にあつては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとす。ばくくの質問はどこに書いてある。たとえば運賃の値上げの申請があつたとか、路線の免許の申請があつたならば、すみやかにこれはやつてもらいたいという意味のことを書いてあつて、この答申に書いてあることにはちつとも正面切つて答えてゐるものではない。大臣、どうですか。

○柴田(護)政府委員 私の答弁が不十分でございまして御迷惑をおかけいたしました。私が申し上げましたのは、この御質問の趣旨の条項は運営の問題だから、主として運営の問題として処理をいたしますということと運輸省と話し合ひができておりますということとを申し上げたのでありまして、そういうような問題は、料金等も含めまして、一般的な地方公営企業の育成と申しまするか、四滑な運営と申しまするか、そういう趣旨を込めて五條の二を置きましたというところを申し上げましたわけでございます。

か。あなたの持っているのは違ふかもしれないが、ばくの持っているのは十七ページの上段から中段にかけてあるわけです。一ぺんあわてないでけつこうですから読んでください。

次には第五條の二項について、自治省と打ち合わせしたときの記憶をよみがえらせて答弁してください。自動車局長もおられるな、あなたも同じだ。まとめて何だつたら中村運輸大臣に御返事いたしたどうか、そのほうがいい。

○坪井政府委員 ただいま柴田局長からお話がありましたように、運用面においては十分配慮して、できるだけ御趣旨に沿うようにしていきたいと思つております。

○久保委員 鉄監局長も以下チョンチョンか。

○堀政府委員 法律に書いたほうがいいじゃないかという意見もありましたが、しかし現在實際やっておることは、この答申の趣旨に全く沿つたやり方をやっておりますので、いまの方法で十分答申の趣旨に沿えるということで苦かなかつたといういきさつでございします。

○久保委員 それは第五條の二には書いてないという意味です。自治省の柴田局長は書いてあるんだ。こう言う話し合ひの中で、いまやっておりますのでいいじゃないかと云つたら、そうだと云うことで話は落ちついておる、こういう話。第五條の二には関係なく話についておるということはいま鉄監局長は言つておる。柴田局長はわからな。あなたは間違つておるんだ。いずれにしても、これは永山大臣、中村大臣に聞いてもらいたいが、ばくのほうで提案している都市交通整備促進法案なるものの中にはちゃんとこのとおり書いてある。自分で地下鉄をやるとかバスをやるとかいうことだけじゃなくて、その土地におけるいわゆる交通整備については交通整備計画を運輸大臣が立てることになりますから、立てる過程においてはずっと関係の自治体の長がこれに入つておる。實際はそうしなければいけません。そういう意味ではありますが、たまたまこれは自動車局のほうか事件は多いのです。鉄監局長の所管よりは自動車

局長のほうにいつもその問題があるように思ひます。それは自動車の路線免許についていつも問題が出てくるのでありまして、そういうことを考えると、これはもつともな話でありまして、自分が企業をやっているかいないかは別にして、地方自治体の長というものが、その自治体の行政というか、あるいは自治体における都市をつくっていく場合のビジョンというか、そういうものにかかわりなく、いわゆる動脈であるところの交通機関というものがつけられるということは迷惑しごくのことであり、また完全な都市構成はできないと思う。だからそれを考えていくことが必要なのです。決してその申請を抑えるという意味でこれを言つてゐるんじゃない。問題は、その長というべき者は自分の都市については最高責任者であり、また住民と一体となつてその都市の発展を考えていくんだから、特にそういうものを設定する場合に、地方自治体の関係の長の意見はほんとうは聴取されるべきなんだ。もちろん公営企業法の中にこういう答申のとおり法律の条項を入れることが直ちに適切だとはばくは思わぬけれども、少なくともどこかでそういうものがなければ、今後とも再建整備をどんなにりつぱにつくても、なるほどペーパープランとしてはうまいぐあいに三年後五年後には再建できまうという回答ができるかもしれないが、時代は流動的でありまして。特に運輸のほうはごらんになつてもお気づきだと思つたのでありますが、最近非常に流動的なのです。だから、こういうものがない限りは再建整備を今日の時点ですらにつくつても、この方針どおりやつて五年たつたらやはりだめだということに極端に言へばなると私は思うのです。だから、当然こういうものこそ政府の意思を決定して、地方自治体の長には権限を与えていくというこのほうが私はいいのではなからうかと思うのです。これは、全然こういう答申はめんどろだから、さっきの話のとおり局長段階のお話でいいだろうということになつたのですか。それともばくが言うとおり、ばくがあまりしつこく言

うからやるつもりになりますか、永山さんどうですか。

○永山国務大臣 その交渉内容をよく存じませんが、運輸省と話はいたしたようでございますが、この答申そのもののような結論にはなっていないようでございます。ただ、御承知のように公聴会その他で関係者の意見等をよく聞いて現実にあつておるし、さらに八大都市に対しては政令で意見を尊重するというようなことになっていくのかというように、現段階では趣旨に沿うようさらに将来努力をしようというように聞いております。

○久保委員 これは柴田局長の所管ですか、いまばくが質問しておることは——そうですか、幅が広いですね。それじゃあなたに聞きますが、大臣は交渉の内容を御存じないとおっしゃいましたから、しかも御答弁の終わりに、政令で云々と言及されたが、その政令に言及されたことは、内容はなんですか。

○柴田(護)政府委員 先ほど私が申し上げました、重要路線については意見を徴するということの、意見を聞く場合を政令で書いておる。これはたしか八大都市だと思ひますが、御承知かと思ひますが、そういうことになっておるといふこととでございます。経緯といたしましては、この答申が出るにおきましても、運輸当局からいろいろ意見の開陳が調査会に対してもありまして、運輸省の関係局長さんとも幹事として入れてもらつておりました関係で、意見の開陳がございまして、そのときにいろいろ話がございまして、現行の制度をもつとよく運用していけば事足りるじやないかということになった次第でございます。運輸省におかれましては、その趣旨で今後ともやっていたらいいものと考えております。

○久保委員 運輸省といつても、これは局となればいろいろあるのですが、これは鉄監関係か自動車関係ですか。あるいはその二つですか。

○柴田(護)政府委員 この答申の問題に關係して

おりますところは、主として自動車関係でございます。

○久保委員 自動車局長、いまの答弁に間違ひはないですか。

○坪井政府委員 地方公共団体の長の意見の聴取の問題でございますが、公営企業が営まれている長の意見という場合に、いわば企業体としての意見というふうなものもありますし、広くその上に立つて、住民の福祉のための意見というふうなもの、二つあると思うわけでございます。それで、われわれとしては、企業者としての意見につきましては、民間企業、その他の調整もありません、十分制限的に考えなきゃならぬ。しかし、公共的な立場からの意見については十分考慮していく。そういうことで、運用でやっていきたい、そう申し上げたわけでございます。

○久保委員 そうすると政令じゃないのですか。柴田局長が言ったとおり、政令で定める事項もあるでしょう。はっきりしてください。

○坪井政府委員 百二十三条で、現行法では、特定の都市について意見聴取ということになっておりますが、これを政令で拡張するということにつきましては、慎重に検討していきたいと思っております。

○久保委員 それは慎重にやっていくというのだから、自治省の局長さん、政令で書けないのじゃないかな。どうなんです。慎重にやるといふのですよ。あなたは先回りして政令で書くというのだから、どうなんです。

○柴田(護)政府委員 この法律の政令でございまして、運輸省の法律の政令でございまして、それで、その政令で現在何都市かが規定されておる、こういうようなこととございます。それをもつと、範囲を広げてほしい。政令があろうとなかろうと、地方団体の意見も十分聞いてくれ、それはそういう方向で努力しますということでありまして、このことをお答え申し上げたのでございます。

○久保委員 それはあなたの希望であつて、別に政令で書くとはきまつちやあらぬな。

○柴田(護)政府委員 現在政令できまつておる……。(久保委員「きまつておるのを拡大するのだから」と呼ぶ) そういうことでございまして。

○久保委員 坪井局長、いまの自治省の局長の言うとおり、範囲を拡大する、そうして書くということと、そのとおりである、それと書いてあるのかどうか。そのとおりである、それは自治省の局長に言ったほうがいいかもしないが、当委員会は政令の要綱はまだ出ていないですね。出ていなければ、あとで地方行政委員会を通して私のところへも配付してほしい。おわかりですか。

○坪井政府委員 現在、私のほうの政令では、都、岡、仙台の各市が意見聴取すべき対象の市として定められております。これを拡張するかどうかにつきましては、ただいまお話ししましたように、十分運営ではかりたいけれども、さらに必要があれば、拡張するかどうかについて検討したい、かように思ひます。

○古川委員 大蔵省の鳩山次長が帰られたけれども、両大臣もおられますので、公営企業としての地下鉄の問題につきまして一言私が問題を提起しておきますから、関係方面でよく御研究を願ひたい、かように思ひます。

御承知のように、大都市におきましては、交通事情からいいますと、地上の路面電車を撤去しなければならぬ。新しい道路をつくらうといふにしても、立ちのきその他、土地の問題でなかなか解決をいたしません。したがって、やむを得ず地下鉄というような形になるわけであります。そういう意味において、地下鉄の仕事というものは道路にかかわる事業である。しかも、この地下鉄は非常に金がかかる。こういう面でも、昭和四十一年度の予算折衝の場合にも、運輸省並びに自治省の御心配によつて——消極的な意味で御心配願つたのでありますけれども、私は、さらに一段とこの考えをはっきりと徹底して、財政措置をしてもいい。あるいは、路面電車を地下鉄にする場合には、軌道の敷地が市有財産である場合は、道路と

してりつぱに改修するのに市自身がやる場合がある。こういうものも、建設省が道路をつくるという意味において、これはやはり国が一部負担すべきである。そういう考え方と、それからいま申し上げておるのと、道路にかかわる交通機関としてやむを得ず地下鉄をつくるのでありますから、これに対して、国家が道路をつくる意味を含めて財政的な援助をしなければならぬ、こういう基本的な考え方を、両大臣がおられることでありますから、ひとつ御研究を願つておきたい。ただ問題だけを私は提起しておきます。ことに、大蔵省も建設省もお見えにならぬようでありまして、関係局長と大臣とゆつくり相談して結論を出してもらいたい。

以上を申し上げて、私の意見の開陳を終わります。

○岡崎委員長 内海清君。

○内海(清)委員 時間がよほど経過いたしましたので、いままでの質問を承りましてなお十分納得いきにくい点もございしますけれども、できるだけそういう点を省略いたしまして、二、三についてお尋ねしたいと思ひます。

御承知のように、今日地方公営企業というものが非常に赤字を出しておる。その中でも特に交通関係においてそれが大きな問題になっておるとは御承知のとおりであります。ところが、今日の都市におきまして、ことに大都市の人口が非常に集中してくるということ、これは年々著しいものがあるのであります。人口が非常に膨張を来たしておる。したがって、都市交通の面から考えますならば、これに対応したあらゆる都市の交通施設が行なわれないかなければならぬ、こういうことは論を待たないわけでありまして、そういうことと、都市は麻痺してしまふ、こういう状況であるのであります。ところが、これは何も地方自治体の責任ではないのであります。さらに都市交通施設の問題も、多少諸弊があるかもしれないが、これまた地方自治体の責任ではないと言ひ得ると思ひます。そういう点からいまま

でもいろいろ論ぜられましたが、たとえば、路面電車というものは当然今後廃止していかねければならぬ。地下鉄であるとかあるいはトロリーであるとかあるいはバスであるとかいうふうな交通機関にかわっていかねければならぬことは御承知のとおりであります。ところが、こういう施策をやります上につきましていろいろ問題があると思

いますけれども、私は、いま特にお聞きしておきたいと思ひますことは、都市におきまして、特に大都市であります、交通行政の一元化ということ、これはきわめて大事なことであり、かつ、いま申しましたように、路面電車というものは当然早急に撤去されなければならぬ。しかし、撤去しただけではいかぬので、これにかわる交通機関というものができていかなければならぬと思うのであります。その最も重要なものは地下鉄である、私はかように考えるのであります。ところが、この路面電車を撤去して地下鉄を建設するという場合に、この行政の一元化がないために非常にここに支障があるということ、これまた御承知のとおりだと思ひます。まあ、この点につきましては、大阪と名古屋は比較的問題が少くない。同一企業でもってこれを経営しているというのであります。ある程度スムーズにいつておると考えておりますが、問題は、いま一番交通難の現出しております東京都における交通難である。しかも、東京都におきまして、企業経営というものは一番悪化しております、こういうふう

に考えておるのであります。御承知のように、東京の地下鉄は大部分営団で経営しております、一部東京都営もございまして、この東京都と営団の関係、連絡とか協議機関というふうなものも十分設けられていない、これはどうしても打破していかなければ、今後、特に東京都におきまます都市交通の円滑な運営ということは非常にむずかしいと考えるのであります。承りますと、先ごろ都営の地下鉄と営団地下鉄とが合同することによりまして、東京都の交通事業と営団との間に交通行政の一元化をはかろうとする、こういう

動きが非常にあると承っておりますが、その点につきましてお伺いしたいと思ひます。ひとつ運輸大臣のほうにお伺いいたします。

○中村(實)國務大臣 内海議員が御指摘のように、現在大阪、名古屋はきわめてその点は都合よくいつておりますが、東京は御承知のように問題があります。しかし地下鉄の営団の中には都から役員が入っておりますし、そのほかあらゆる面で緊密な連絡をとりながらやっておりますのが実情でございます。いま内海議員が指摘をなさるようないき方にするべきでないかという意見も有力な意見としてありますけれども、いまこれを直ちにやりますと、かえって混乱を招くというふうな点もございしますので、将来問題として一元化の方向というふうなことを検討してまいるべきである、かように考えております。

○内海(清)委員 いまやるとかえって混乱を来たすので将来これを考えようということであり、また、この東京都営の地下鉄と営団地下鉄との間に何か連絡あるいは協議機関というふうなものがあるりますか、どうか、この点をお伺いいたします。

○堀政府委員 営団の地下鉄には東京都も出資をいたしておりますし、そして人的なつながりも申します、十分東京都の意向というものを反映しておると思っております。なお、問題のあるたびにおきまして、その点についてはさほど心配な点はないと思っております。

○内海(清)委員 鉄監局長の御答弁では、十分連絡をとってやっておりますということであり、十分連絡をとってやっております、これが二元化されておるといふことによつて、たとえば路面電車を撤去すればその従業員、これをどうするかという問題が直ちにでてくるわけです。これが一元化されておれば、こういう労働問題も比較的スムーズに解決されていくわけであり、ここに非常な問題がある。したがって、この地下鉄の問題につきま

は、当然自治省としてもこの点は考えられまして、できるだけ早い機会にこれが一元化されるべきである、そのことが東京都におきまます都市交通であり、同時に交通面におきまます公営企業の健全化にもつながるものだと思うのであります。それらにつきましますの永山大臣の御所見があればお伺いしておきたい。

○永山國務大臣 お説のように、大阪、名古屋は経営の一元化によりまして非常にスムーズにいつておるよう聞いておりますので、お説のような方向へ進むべきだと考えております。

○内海(清)委員 このことにつきましては、運輸省当局におきましては、これが主管でありますから、当然強力に進められなければなりません、これは単に運輸省当局というよりも、むしろ、この面につきましては十分研究されまして、できるだけ早い機会に一元化されるように、この点を強く要望しておきたいと思ひます。これは今日の、特に大都市の交通行政の基本になり、これに交通面におきましては、公営企業の健全化の基本になる問題の一つである、かように考えておりますので、十分御善処いただき、こう思ひます。

それから次に伺ひしておきたいと思ひますことは、いわゆる地方公営企業の公共負担の問題であります。これは御承知のように、今国会の当初におきまして国鉄運賃の値上げが審議されましたときにも、国鉄の公共負担というものが非常に大きな論議を呼んだ、論議の中心になったことは御承知のとおりであります。これは地方公営企業におきまして同様なことと考えられるのであります。一例をあげますと、水道では消火栓であるとか道路の清掃、あるいは国、地方自治体の建設事業に對します各種の付帯工事、あるいは交通で申しますと軌道内の舗装とか割引定期とか、あるいは病院で申しますと予防接種あるいは衛生、ある

いは看護婦の養成とか伝染病対策とか、こういうふうなものです。どれをとってみましても、多くの公共負担を要しておるのであります。この公共負担に對します一般会計からの繰り入れと申しますか補てんと申しますか、これは御承知のように、ほとんどないのであります。今回の改正案では、経費の負担区分の明確化という点があげられておるのであります、今後若干考えられていくかとも思ひますが、いま申し述べましたような公共負担につきましても、今回の改正案ではどういふふうな処理をおつてもあるか、その点をひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○柴田(健)政府委員 お話のように、一般会計等におきまして負担すべき経費というものの区分けが不明確でございまして今日の公営企業の窮状を招いた一つの原因でもございします。したがって、改正法ではその点を明確にいたしました、政令で規定をしよう、そしてその部分につきましても、財源措置をいたします場合に一般会計分につきましても必要な財源措置をしていく、こういう態度をとろうと思ひます。御指摘がございしました点等につきましては、具体的には政令で規定するつもりでありまして、政令案は現在の段階におきまして私どもの手元で考えております事項をすでに資料として提出いたしました。

簡単に御披露を申し上げますと、水道事業につきましても、消火栓の設置、管理その他水道を消防用に供するための費用、公園、道路公共用水飲み場その他の公共施設において公共のために無償で提供する経費等、交通事業につきましても、軌道撤去の場合における撤去費用、それから高速鉄道の建設に必要な地下または高架構造物の建設費の一部、それから病院事業等につきましても、看護婦養成所、伝染病室、救急医療、集団検診、その他の保健衛生行政の一環として行なわれます事務に要する経費、また不採算地区病院、病院付属の僻地診療所の経費、あるいは結核病院だとか精神病院だとか、またはリハビリテーションの

専門病院におきます増高経費、通常の度合い以上にかかる経費でございます。そういったものを政令で規定をいたしたい、かように考えております。

○内海(清)委員 政令でこれを定めるということですが、いま政令案の大体の骨子をお伺いいたしたのであります。この点につきましては、なお今後十分なる措置が行なわれていかなければ、やはり公営企業の経営の実はあがらない、かように考えておりますので、今後一そうこの点については研究されて、十分なる措置が行なわれるように強く要望しておきたいと思ひます。

それからいま一つお伺いしておきたいと思ひます。それは、地方一般会計からの繰り入れの問題、これは現行の十七条の二であります。この問題を今後改めていく必要があるのじやなからうかというふうに私は考えるのであります。それは特に住民の生活に密着いたしております水道、交通あるいはガス関係等であります。こういうふうなものにつきましては、これは申し上げるまでもなく住民の日常生活に密着しておる問題で、したがって、こういうものにつきましては、今度の法案でいえば合理化し能率的な経営を行なつても、地方によってはなおかつ経営困難な場合があると思ひます。そういう場合にはやはり一般会計からこれを繰り入れができる、こういう程度までいかなければ、この公営企業というもののはなかなか健全な発展ができぬのではなからうかということを実は私は強く考えるのであります。それでなかつたならば、特に交通機関などで申し上げますと、二、三年すればまた料金値上げ、運賃値上げというふうなものが出てくるおそれがあるのではあります。これにつきましては、こういうことが起きてきますのは、国とかあるいは地方に対する公共負担が行なわれるところに一番大きい原因があると思ひますけれども、そういう点から考えまして、いま申し上げました程度の改正は当然行なわれていかなければならぬのではなからうかということを考えます。これに對しまする自

治大臣の御所見をひとつお伺いしておきたい。

○柴田(護)政府委員 負担区分制度を取り入れて明確化しようと考えたのは、実は御指摘のようなことを頭に置いてのことでございます。したがって、ただいま申し上げましたように、不採算地区の病院といったところにつきましては、どう能率的に経営いたしたとしても何ともならぬというところについては、一般会計からの負担を認めよう、こういう考え方に立つたわけでございます。同じような問題が水道等につきましても、ところによつてはあろうかと思ひます。ただ一般論といたしましては、今日の段階では、一般会計で持つことが適当と考えられる経費を除きましては、やはり企業体でもって収支を合わせていくという態度をとっておるわけでございます。

もとより生活に必要な水等につきましては、できるだけ安い料金であることが望ましいのでございすけれども、そういったものの今後におきます問題といたしましては、やはり資本費的なものができるだけ軽減してやる措置を融資面で考えていく、そしてその上でどうなるかということを考えていかなければならぬかと思ひます。御指摘の問題はなかなかむずかしい問題でございすけれども、とりあえず僻地を中心にした問題だけを取り上げたい、かように考えております。

○内海(清)委員 その点は十分考慮して今度の会計区分をやつたということでありすけれども、少なくとも十七条の二をそういう方向に改正していく必要がやはりあるのじやなからうか、かように考えておるのであります。この点は今後の問題でございしようが、十分御研究いただきたい、こう思ひます。

だいたい時間が経過いたしましたので、なおこの都市交通の問題、特にまた先ほどもいろいろ論議がありましたが、料金の算定の問題、こういう点につきましても私多くの疑義を持つておりますけれども、本日はこの程度で終わります、いずれ機会がございましたらさらに御質問申し上げます、かように思ひます。

以上で終わります。

○岡崎委員長 これにて本連合審査会は終了いたしました。

午後二時二十二分散会

昭和四十一年六月十五日印刷

昭和四十一年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局